

幼児教育アドバイザー訪問事業 実施要項

1 目的

平成 29 年 2 月に策定した「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる「目指す乳幼児の姿」の実現に向けて、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーが、幼稚園・保育所・認定こども園等（以下「園・所」という。）からの派遣依頼に応じた訪問を実施します。



2 対象

県内の幼稚園、保育所及び認定こども園等

3 内容

（1）園・所訪問

幼児教育アドバイザーが園・所を訪問し、園・所生活の参観を通して、乳幼児理解や乳幼児の姿の見取り方、環境構成、保育者の関わり方などについての助言を行います。

また、園・所の希望により県立特別支援学校教育相談主任が同行し、特別な支援を必要とする乳幼児への支援等についての相談等に応じます。

（2）部会等

園・所長研修会、市町内幼稚園教育研究協議会、幼保小合同研修等においても、県の施策や「目指す乳幼児の姿」、環境構成や保育者の援助等の内容について研修講師を務めることも可能です。

4 訪問日程・参加者等

祝日を除く月曜日から金曜日の 9 時から 16 時を原則としますが、その他の曜日、時間の希望については相談してください。希望者の人数・構成は、園・所等の実情（勤務体系等）に応じます。

5 訪問期間

平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月中旬までとします。

6 訪問回数及び日時

訪問回数は、1 園・所等につき年間 1～3 回程度とします。幼児教育アドバイザーの訪問をさらなる保育の充実につなげるため、できるだけ継続的な訪問ができるよう、複数回の訪問を計画してください。

7 訪問者

広島県教育委員会事務局教育部乳幼児教育支援センター 幼児教育アドバイザー

※県立特別支援学校教育相談主任や乳幼児教育支援センターの指導主事等が同行する場合があります。

8 実施方法

幼児教育アドバイザーの訪問を希望する園・所等は、幼児教育アドバイザー訪問依頼書（別紙様式 1）を作成の上、乳幼児教育支援センターに提出してください。派遣日程等を決定し、関係機関及び園・所に通知します。通知後、幼児教育アドバイザーが当日の内容等について園・所と連携します。

9 経費

この事業を実施するために必要となる次の経費は、県教育委員会が負担します。

（1） 幼児教育アドバイザー派遣に係る旅費

（2） 幼児教育アドバイザーの作成する園・所等内研修資料作成費（印刷費を含む。）

10 その他

（1） アンケート（別紙様式 2）に回答していただくとともに、後日、訪問指導等について聞き取り等をさせていただくことがあります。

（2） 本訪問、アンケート及び聴取を通して知り得た内容は、県教育委員会は原則として公表しません。ただし、乳幼児期の教育・保育の質の向上に役立つ情報は、個人を特定できるような内容を除き、関係機関の承諾を得た上で、公表する場合があります。